

12月5日、国賠を求め広島・ 長崎・大阪地裁へ一斉提訴



12月5日国家賠償訴訟を広島地裁に提訴する在韓被爆者とそれを支援する市民団体のメンバー（写真：真ん中は韓国原爆被害者協会の金会長）

在韓被爆者

第52号
2008.12.16

在韓被爆者問題市民会議
〒114 0024 東京都北区西ヶ原3 66 9
ピーコックビル1階アーク印刷内 及川 佐
電話 090 (4818) 7709
郵便振替 00130 2 355828

(もくじ)

在韓被爆者、長崎・広島・大阪地裁に国を集団提訴
その意義と今後の課題 笹本征男……2

『在外被爆者損害賠償請求事件』
広島地裁提出訴訟文 ……3

在外被爆者手帳裁判における「長崎県条件付き
見舞金」問題についての見解 ……7

ピースボートの旅から 郭貴勳……8

長崎平和公園に中国人追悼碑建立 ……9

詩・蓮の花 李美子……10

例会「ヒロシマ」で考えたこと 小出一輝……11

早稲田大学日本コリアスタディーサー報告を聞いて 石川逸子……12

「38度線―非戦への旅」を報告
―新宿ジュンク堂でトークに挑戦 小田川興……14

市民会議ホームページご覧下さい。

<http://www.asahi-net.or.jp/hn3t-oikw>

E-mail:jcpd@peace.email.ne.jp

在韓被爆者、長崎・広島・大阪地裁に国を集団提訴 その意義と今後の課題

笹本征男（在韓被爆者問題市民会議代表）

二〇〇八年十二月五日、在韓被爆者は、国に損害賠償を求めて、長崎地裁と広島地裁と大阪地裁に提訴した。原告の数は、長崎地裁が一三〇名、広島地裁が一二八名、大阪が一三〇名である。すでに、今年、十月六日、米国とブラジル在住の被爆者が、国に損害賠償を求めて、広島地裁に集団提訴していた。原告の数は、米国が遺族を含む八十三名、ブラジルが八〇名であった。

今回、長崎地裁に提出された訴状の冒頭に請求の原因・請求の趣旨」という項目がある。それは、次のようである。

「1 被告は、原告らに対し、各金120万円及びこれに対する2003年（平成15年）3月1日から支払済みまでの年5%の割合による金員を支払え。

2 訴訟費用は被告の負担とする
との判決、並びに1項につき仮執行の宣言を求めらる。」

昨年の二〇〇七年十一月一日、最高裁は、在韓被爆者に関する、極めて重要な判決を下した。判決文の全文は、会報四十九号に掲載してある。原告である在韓被爆者は、広島市の三菱重工製作所で米国の投下した原爆に被爆した。最高裁判決の中に、次のような部分がある。少し長くなるが、引用する。

「四〇二号通達の失権取扱いの定めは、明文の規定もなしに、いったん適法、有効に取得された法律上の地位を、日本からの出国という事実のみをもつて当然かつ一方的に失わせるという、他の同種の制度では見られないものである上、被爆者に対して重大な影響を及ぼすものであることを考慮すると四〇二号通達を作成し、発出するに当たっては、日本からの出国によって失権するという解釈や取扱いに法律上の根拠があるといえるかどうかについて十分に調査検討する必要がある」というべきであり、そうしていれば、四〇二号通達の失権取扱いの定めが違法であることを認識することは十分に可能であったものと認められる。しかるに、上告人は、

四〇二号通達の作成、発出の際の具体的事情について明らかにしようとせず、本件全証拠によっても、十分な調査検討が行われたものと認めることはできない。それにもかかわらず、誤った法律解釈に基づいて四〇二号通達を作成、発出し、これに従った失権取扱いを継続したことは、法律を忠実に解釈すべき職務上の基本的な義務に違反した行為というべきであり、少なくとも過失が認められる。

したがって、上告人には、国家賠償法1条1項に基づき、違法な四〇二号通達の作成、発出と、これに従った失権取扱いの継続の結果、原告らに生じた損害を賠償すべき義務がある。」

この部分で、最高裁は国の過失を明確に指摘している。最高裁は、原告一人あたり一二〇万円の国家賠償を国に命じたのである。

今年の八月、厚生労働省は、原告以外の被爆者への国家賠償金の支払いについて「裁判を起せば和解後に払う」と提訴を条件にした。そのため、今回の在韓被爆者を含む、在外被爆者の国への集団提訴となったのである。しかし、やはり、原告以外の在外被爆者に対する、国家賠償金の支払い問題は、残る。私は、この問題の解決には、なんらかの法的

措置が必要であると考える。

原子爆弾被爆者の援護等に関する法律改正法の施行について二〇〇八年六月、原子爆弾被爆者の援護等に関する法律の改正法が、参議院本会議で成立した。十二月九日付の毎日新聞によると、十二月十五日から施行されることが分かったと、次のように報道している。

「在外被爆者が来日しなくても居住国から被爆者健康手帳の交付申請ができる改正被爆者援護法が、15日に施行されることが分かった。厚生労働省は9日の閣議で了承を得て、12日の官報で公布する。」

官報に公表される施行令については、今後紹介する。

以下に掲載するのは広島地裁への提訴文であるが抜粋して紹介する。広島・大阪・長崎の提訴文の全文については当会のホームページで掲載する。

カンパのお願い

同封しましたチラシ「在韓被爆者の402号通達国家賠償訴訟をご支援ください」をご覧のうえ、郵便払込取扱票をご使用しカンパをお願いします。

訴 状

2008年12月5日

広島地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 在 間 秀 和

在外被爆者損害賠償請求事件

訴訟物の価格 金 1億5360万円

貼用印紙額 金 48万2000円

予納金額 金 6000円

(途中略)

請求の趣旨

1 被告は、原告らに対し、各金120万円及びこれに対する2003年(平成15年)3月1日から支払済みまでの年5%の割合による金員を支払え。

2 訴訟費用は被告の負担とする

との判決、並びに1項につき仮執行の宣言を求める。

請求の原因

第1 原告ら

原告らは、1945年8月、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾により被爆した被爆者であり、被爆後、母国である朝鮮半島(大韓民国)に帰還し、現在に至るまで韓国に在住してきた人々である。

原告らはいずれも、現在までに、現在の「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」1条1項により、「被爆者健康手帳」の交付を受けている。

第2 本件訴訟の概要

1 原告らはいずれも、日本政府による朝鮮半島からの強制連行等様々な事情により、

1945年8月当時、広島市または長崎市に滞在し、同年8月6日広島市において、そして同月9日長崎市において、アメリカ軍の投下した原子爆弾の被害に遭遇した。

原告らは、被爆後、第2次大戦が終結する前後の頃から、それぞれの郷里である朝鮮半島に帰還した。

2 戦後、日本においては、1955年（昭和32年）に「原爆医療法」が制定され、更に1968年（昭和43年）に「原爆特別措置法」が制定され、被爆者に対する援護措置が法制化されていった。その結果、日本国内に在住する被爆者はこれらの法律による医療・健康管理に関する援護を受けることができた。ところが、これらの法律には国籍条項が置かれていないにもかかわらず、韓国に在住する原告らはこれらの援護措置の対象とはされなかった。日本における一連の戦後処理立法の中であって、国籍条項がおかれなかった法律は上記の原爆2法のみであった。にもかかわらず日本政府は、各法の施行の当初から、原爆2法を海外の被爆者には適用しない、という態度をとり続け、この態度は、1995年（平成7年）7月1日に上記2法を統合する形で施行された被爆者援護法の制定以降も変わらなかった。

3 この日本政府の対応に対し、問題を鋭く突きつけたのは、1970年（昭和45年）12月に発生した孫振斗（ソンジント）氏の日本への入国に関する事件であった。在韓被爆者である孫振斗氏は、日本における原爆症治療を受ける目的で韓国から日本に密入国し、逮捕されるに至った。孫振斗氏は被爆者健康手帳の交付申請を行ったところ、「日本国内に居住関係を有しない」として申請が却下されたことから、その処分の取消を求める行政訴訟を提起した。同訴訟の判決が、1974年（昭和49年）3月30日福岡地方裁判所で示され、孫振斗氏の勝訴となった。同訴訟は福岡高裁においても孫振斗氏の勝訴となり、同判決は1978年（昭和53年）3月30日最高裁においても認容された。最高裁は、原爆医療法は社会保障法としての性格とともに国家補償的性格も有する人道的目的の立法と判示し、日本国内に居住地を有しない被爆者も同法の適用対象となる、旨の判断を示した。

ここにおいて初めて、日本国外に在住する被爆者が一時的に日本に滞在する場合にも原爆医療法が適用されるべき、という司法判断が確定した。

4 ところが日本政府は、上記孫振斗訴訟の第1審判決が示された直後の1974年（昭和49年）7月22日、厚生省公衆衛生局長名で、いわゆる「402号」を発出し、原爆特別措置法は日本に居住関係を有する被爆者に対してのみ適用される、との解釈を示し、被爆者健康手帳を取得した被爆者が日本国外に出国した場合には同法による健康管理手当の受給権は失権する、との取扱いを定めた。

この扱いは、孫振斗訴訟の判決を受けて多くの日本国外の被爆者が来日し、被爆者健康手帳を取得して日本国内で原爆症の治療を受け、健康管理手当を受給することが予想されたことから、それらの被爆者が日本国外に戻った後の健康管理手当の支給を認めないための措置であった。これが、在外被爆者の基本的権利を奪ってきた悪名高い「402号通達」であった。

5 こうした日本政府の対応に対し、日本国外に在住する被爆者は、苦勞して渡日し、被爆者健康手帳を取得して日本国内で治療を受け、健康管理手当を受給できても、母国に帰還すると同時にその権利が失権する、という扱いを受けることになった。その結果、多くの被爆者が、渡日した上での手帳の取得自体を躊躇したり、あるいは断念するに至ることは必然であった。

6 この状態に鋭く問題提起したのが在韓被爆者の郭貴勲（カクキフン）氏である。同氏は、1998年（平成10年）、上記失権扱いは違法であるとして大阪地裁に行政訴訟を提起し、2001年（平成13年）大阪地裁は郭貴勲氏の請求を認容する判決を示し、その控訴審においても同判決は維持された。同訴訟は上告がなされず確定し、厚労省健康局長は2003年（平成15年）3月1日、ようやく402号通達の定めを廃止するに至った。

その結果、2003年（平成15年）だけでも1000名以上の在外被爆者が被爆者健康手帳の交付や健康管理手当の申請のために来日する、という事態が出来た。この事実は、如何に402号通達が在外被爆者の基本的権利を奪ってきたかを示す象徴的事実である。

7 以上のように、国籍条項を置かない原爆2法及び被爆者援護法の本来の趣旨に沿った

行政措置が徐々に実現されるに至ったが、被告は、被爆者健康手帳の交付を既に受けた在外の被爆者が、日本国外から健康管理手当の申請や葬祭費の申請をするに当たって、更に、被爆者健康手帳の交付の申請そのものを国外からするに当たって、尚も日本国内での現在を求める扱いを継続した。しかし、こうした扱いが違法である、とする訴訟が次々と提起され、その違法を指摘する判決が相次いだことを受けて、被告は問題が提起されるのに応じて対応を改めていった。

そしてようやく 2008 年（平成 20 年）6 月に至り、日本国外からの被爆者健康手帳の交付申請手続きを認める被爆者援護法の改正がなされるに至った。ここにおいて、初めて原爆 2 法及び被爆者援護法の本来の趣旨が実現し、在外の被爆者に法が適用されるに至った。被爆から 63 年間という実に長い期間の経過の後であった。この間に多くの在外被爆者が世を去り、また生存被爆者も極めて高齢に至っている。

8 以上の原爆関連法に関する一連の経過から、本件訴訟に至る契機となったのが、広島三菱重工元徴用工在韓被爆者補償請求訴訟である。

同訴訟は、朝鮮半島から強制連行され、広島三菱重工で就労させられ、被爆した元徴用工の人たちが、三菱重工（株）及び日本国等を被告として、1995 年（平成 7 年）12 月広島地裁に提訴した訴訟である。同訴訟は、三菱重工に対しては、未払賃金の請求、強制連行・強制労働についての慰謝料等の請求、日本国に対しては、被爆後の違法な行政上の措置に対する損害賠償請求等を内容とするものであるが、1 審広島地裁判決は、全ての原告らの請求は棄却したが、控訴審の広島高裁は、2005 年（平成 17 年）1 月 19 日、原告である元徴用工の人たちの日本国に対する慰謝料請求（原告 1 人当たり 100 万円）並びに弁護士費用（同 20 万円）を認容した（判例タイムス 1217 号 157 頁以下）。

そして、同訴訟に対する上告審の判決が、2007 年（平成 19 年）11 月 1 日の最高裁第一小法廷判決である。同判決の内容は後記のとおりであるが、広島高裁の控訴審判決を基本的に維持するものであった。

同高裁判決及び最高裁判決は、前記 402 号通達による被告の在外被爆者に対する施策は、原爆 2 法及び被爆者援護法に違反するものと断じ、そのために原告らが多大の精神的損害を受けてきた、として、上記の損害賠償を被告に命じるものであった。

上記各判決において重要な問題の一つは、次の点であった。

上告審において原告であった 40 名は、大きく 3 つのグループに分かれる。第 1 に、被爆者健康手帳の交付を受け、かつ健康管理手当の支給を受けていた人たち、第 2 に、被爆者健康手帳の交付を受けていたが未だ健康管理手当の支給を受けていなかった人たち、そして第 3 に、未だ被爆者健康手帳の交付を受けていなかった人たち、というグループである。上記高裁判決及び最高裁判決は、これらのグループを区別せず全ての原告に対して損害賠償請求権を肯定した、という点である。

本件訴訟は、これらのうち第 1、及び第 2 と同様のグループに属する韓国在住の被爆者の人たちである。在韓被爆者で未だ被告から損害賠償がなされていない被爆者の数は、約 2000 名にのぼると言われているが、本件訴訟はその内の一部の人たちである。

第 3 2007 年（平成 19 年）11 月 1 日最高裁判決

1 前記のとおり、本件訴訟において原告らの被告に請求する損害賠償請求は、既に上記 2007 年（平成 19 年）11 月 1 日の第一小法廷判決において確定した請求権に基づくものである。同最高裁判決の認定した内容は次のとおりである。

2 まず、同最高裁判決は前提事実として以下の認定をした。

（途中省略）

3 そして、最高裁は原審の判断を以下のとおり要約している。

（途中省略）

4 以上の認定を前提に、最高裁は以下のとおりの判断を示した。

（途中省略）

5 以上のとおり最高裁は国の国賠法上の違法を認定した上で得、以下のとおり結論付けた。

前記事実関係等によれば、原告らは、被爆により、他の戦争被害とは異なる特異な健康被害を被り、被爆者健康手帳の交付や健康管理手当の支給認定の申請をしていれば、その申請は認められるべき状態にあったにもかかわらず、国の発出した違法な402号通達が存在したため、経済面でも健康面でも負担の大きい来日をしてまで被爆者健康手帳の交付や健康管理手当の支給認定を受けようとはしなかったものであり、これによって、402号通達の失権取扱いの定めが廃止されるまで長期間にわたり原爆三法に基づく援護措置の対象外に置かれ、被爆による特異な健康被害に苦しみつつ、健康面や経済面に不安を抱えながら生活続けることを余儀なくされ、様々な精神的苦痛を被ったというのである。これらの事情に加えて、そもそも健康管理手当が「被爆者」の精神的安定を図ることをも目的として支給されるものであることも考慮すると、国の担当者の原爆三法の解釈を誤った違法な402号通達の作成、発出及びこれに従った失権取扱いの継続によって、原告らが財産上の損害を被ったものとまですることはできないことを前提として、原告らは法的保護に値する内心の静穏な感情を侵害され精神的損害を被ったものとして各原告につき100万円の慰謝料を認めた原審の判断は、是認できないではない。

第4 原告らの損害と被告の原告らに対する賠償責任

以上のとおり、最高裁は、在外被爆者について、従前被爆者健康手帳の交付を受け健康管理手当の支給を受けていた人たち、被爆者健康手帳の交付を受けたが健康管理手当の支給申請をしていなかった人たちのみならず、被爆者健康手帳の未取得者に対しても、一律に上記損害賠償の対象者とした。

本件原告らは、いずれも被爆者健康手帳の交付を受けている人たちであり、上記最高裁判決に従い、被告は同様の賠償責任を負うことは明らかである。

本件原告らも、被爆により、他の戦争被害とは異なる特異な健康被害を被り、被爆者健康手帳の交付や健康管理手当の支給認定の申請をしていれば、その申請は認められるべき状態にあったにもかかわらず、国の発出した違法な402号通達が存在したため、経済面でも健康面でも負担の大きい来日をしてまで被爆者健康手帳の交付や健康管理手当の支給認定を受けようとはしなかったものであり、これによって、402号通達の失権取扱いの定めが廃止されるまで長期間にわたり原爆三法に基づく援護措置の対象外に置かれ、被爆による特異な健康被害に苦しみつつ、健康面や経済面に不安を抱えながら生活続けることを余儀なくされ、様々な精神的苦痛を被ったものである。

上記最高裁判決に従い、被告は、原告らに対し、2003年（平成15年）3月1日に402号通達が発止されるまでに原告らが被った損害を賠償すべきは当然である。その損害額は、到底金銭に代えることは困難であるが、上記最高裁判決が認容したように、少なくとも慰謝料として各原告1人100万円を下るものではなく、弁護士費用として20万円が認容されるべきである。

第5 結論

以上のとおり、本件において、被告の原告らに対する国賠法上の賠償責任は上記最高裁判決により確定しているところである。にもかかわらず被告は、敢えて原告らに対し訴訟提起を余儀なくさせる対応を現在でもとりつづけている。極めて不当といわざるを得ない。

本件の一連の経過をみると明らかであるが、原爆三法には国籍条項が置かれていないのであるから、法の趣旨からして、在外被爆者を法の適用の埒外に置くことは許されないことであった。然るに被告は、そうした扱いが違法・不当であるとして訴訟が提起され、被告が敗訴しながら、抜本的な対応の是正を図ることなく、正に目の前に提起された問題に対し付け刃的な対応に終始してきた。誠に不当極まる対応といわねばならない。

その結果、本来援護の対象とされるべき原告ら在外被爆者は、高齢化し、多くの人たちが全く援護を受けることなく世を去っていった。

被告は一日でも早く本来の法の趣旨に沿った援護行政を実行し、過去の過ちに対し速やかに真摯に対応すべきである。

（以下省略）

在外被爆者手帳裁判における「長崎県の条件付き見舞金」問題についての見解

11月10日、長崎地裁において「在外被爆者手帳裁判・鄭南壽（チョン・ナンス）裁判」において、鄭さんが申請していた被爆者健康手帳の申請の却下処分を取り消すという原告勝訴の判決が下されました。

国や長崎県はこの判決を真摯に受け止め、控訴することなく鄭南壽さんに早急に被爆者健康手帳を発行すべきではないでしょうか。わたしたちは徹夜の座り込みをして控訴断念を訴えました。それにもかかわらず、長崎県は「国が控訴を要請している」ことを理由にして控訴を行いました。「人の命」よりも「メンツ」を重んじた対応でした。このような状況の中で、在外被爆者支援連絡会では、鄭南壽さんに裁判勝訴の報告を行うと共に、長崎県の控訴も報告しました。鄭南壽さんは支援者の訪問を喜び、勝訴も率直に喜んでくれました。そして、「裁判はもうこれで終わりか」とも尋ねました。鄭さんにとっては酷な控訴でした。

長崎県は11月21日、「裁判で支給を認められた健康管理手当相当分の金額を見舞金として鄭南壽さんに支給したい」との提案をしてきました。これについて、鄭南壽さんと家族の「全般的な一任」を受けたわたしたちは、この件について次のような見解を表明します。

1、長崎県の「条件付き見舞金」を受け取ることはできない。

長崎地裁の判決を受け入れることなく長崎県が控訴した以上、わたしたちは控訴審で決着を付けた上で、正当な権利として「健康管理手当」を受け取らなければならない。筋の通らない、出所も明らかでない不透明な支出の「見舞金」を受け取ることはできないこと。

控訴審に影響を与えかねない「条件付き見舞金」は受け取ることは出来ない。県知事個人として見舞金なら、無条件であるべきで「条件つき見舞金」などは、原告の尊厳を損なうものであり納得がいかないこと。

県民税などからの支払いは、本来の健康管理手当の支給での支払いと出所が違い、筋が通らないこと。鄭南壽さんは健康管理手当として支給を受けなければならないと考える。

わたしたちは、控訴にあたって長崎県知事に面会を申し入れたが受け入れられなかった。長崎県も鄭南壽さんの病状の把握などは一切していない。この間、われわれは鄭南壽さんを励まし見舞いを続けた。面会もせずに控訴をきめておきながら、長崎県知事にはお見舞い金の支給などを行う資格がないと考えること。

2、改めて、長崎県知事に控訴の取り下げを求める。

本件の解決を図りたいのであれば、長崎県知事の控訴の取り下げが解決の前提になる。従って、わたしたちは改めて控訴の取り下げを求めたいと考えます。

3、在外被爆者支援連絡会では鄭南壽さんに見舞金を募金で集めて贈る。

鄭南壽さんの現状は厳しいものがあります。従って、問題の解決が図られるまで、われわれや市民の募金で鄭南壽さんの支援を続けて行きたいと考えます。

2008年11月24日

在外被爆者支援連絡会

共同代表 岩松繁俊 高実康稔

月川秀文 平野伸人

長崎市筑後町2-1 平和活動支援センター 気付

ピースボートの旅から

韓国原爆被害者協会 名誉会長 郭 貴 勲

予定よりは若干遅れた去る九月七日、横浜港を出航する第六三回目の世界一周の船旅に参加して、同月二十九日まで二二日間の旅を終えて印度のコウチンから帰ってきました。今度の旅は非核平和を訴えるために被爆者達を一〇二名も乗船させた大企画だったので、歴史的なイベントだとも言えそうです。

被爆者の比率は、廣島、長崎、六対四ほどで、韓国が四名、ブラジル二名、カナダ一名、オーストラリア一名、と世界各地の被爆者が参加した地球巡りの船旅ですが、特にブラジルの森田隆さん、渡辺淳子さんを始め、サーロー節子さんは平和運動家としてカナダの国民勲章受賞者でもあり、オーストラリアの森本順子さんは有名な平和教育絵本作家として活躍している著名人もありました。

多くの被爆者のなかで私が最も再会を期待した人は、やはり森田さんです。彼と私は同じ年に生まれ、四四年に軍隊に入り、近距離で共に被爆し、同じ病院に入院して居たが（後で判明）、何とか枕崎台風前に退院して、幸い生き残ったばかりか、七〇年代以後は在外被爆者運動を共に闘ってきたのは周知の事実であります。

船の中ですから殆ど朝から晩まで一緒にしながら、共に語り合える機会に恵まれたのは何より

も得がたいことでした。私たちは余命のある限り核の廃絶に献身すると共に、世界の被爆者が連携して在外被爆者の差別を無くすことに尽力することも誓い合いました。当面の問題として帰国すれば、四〇二号通達の被害補償裁判に自国の被爆者を糾合して参加すると約束しました。

船内での活動を紹介しますと、水先案内人としての個別的な活動以外は総て、「折鶴プロジェクト」として統括され、平和運動への参加や、色々なセミナー、講演、被爆体験談など、多彩なプログラムが進行されましたが、私の主題は何時も、日本政府の差別と偏見がもたらした、在韓被爆者の切り捨て政策が話題の核心でした。

始めの寄港地ベトナムのタナンでは、枯葉剤の被害者たちとの交流でした。タナン港は周知のごとく、ベトナム戦争中アメリカの最大軍用基地として利用された所ですから、枯葉剤の被害も最も多い所でした。

アメリカは原爆以外にも猛毒の枯葉剤を、ベトナム戦争中、七二〇〇トンも散布してマンガロープ森の三分の二を枯死させ、その結果、四五〇万人の被害者が出ているとのことでした。

ホテルの交流場に並んでいる被害者達を見て、一見まともに見詰めることができずに絶句しました。成長が止まった小人、人とも思えない奇形人達がずらりと並んでいるのです。延々と続く説明を聞きながら、韓国もその罪の幾分かは負わなければならぬのではと思いましたが、韓国にも多くの枯葉剤の患



写真中心が郭さん。その右が森田さん。

者が居て、政府が其の対策に乗り出してもいいですが。

翌日は被害者達を収容している施設を二箇所訪問して、昼飯を共にしながら慰労して廻りました。今この運動をリードしている人は、過去「アオザイの闘士」として有名なゲン・ティ・ビン前副大統領が先頭に立っています。国力と財力に限界があるものと見受けられました。

シンガポールの次はインドのコーチンに寄航しました。デカン高原の最南端にあるコーチン市は、非核平和宣言世界市長会議に参加している、多彩な交流プランがあったからです。

インドは二三%の絶対貧困層を抱えて居りながら、貧民救済はせずに莫大な資金を投じ、必要性もない核を開発して、パキスタンを刺激し、両国とも非合法核保有国になったばかりが、イランを刺激し、北朝鮮に核開発技術を教えるなど、東北アジアと西南アジアの核危機組成に愕役（驚くべき役割）を果たした国であります。九四年のムンバイ世界社会フォーラムでも言及したように、この度もこつ酷くその非を指摘しました。

印度・パキスタン両国は過去キルギス紛争の時、核ボタンを押す瞬間まで至った事がありました。若しその時、核戦争になっていたら、死者二九〇万、重傷者一五〇万が出ただ

ろうと換算されてもいたことも言い聞かせました。

私たちはコーチン市長を先頭に、印度でも核の廃絶に共に力を合わせることを誓い合いました。

紙幅が尽きましたので、わざわざ見送りに来て下さった小田川さんと笹本さんに御礼を申し上げながら終りと致します。

長崎平和公園に中国人追悼碑建立

長崎県内の炭鉱（鹿町炭鉱・日鉄鉱業）（戸炭鉱・三菱鉱業）に強制連行され、治安維持法や国防保安法違反の嫌疑をかけられて検挙、浦上刑務支所（爆心地から約百メートル）に収容されて爆死した、三十二名の中国人を追悼する石碑。

○八年七月七日、建立された。

「この地で原子爆弾により非業の死を遂げた中国の方々を追悼するとともに非戦と核廃絶を誓つてこの碑を建立する」との碑文の下に、三十二名の名が刻まれ、公式記録で確認できていない一人がいるため、余白が設けられている。

除幕式で、「平和公園は今は世界に向けて平和を発信する場所だが、戦争中は刑務所だった。戦後六十三年目にやっと追悼碑を建立できたが、本来なら敗戦の日か、翌々日に建てられるべき碑であった」と、建立委員長代表で元長崎市長の本島等氏。

「父たちに加害を加えた日本政府と三菱は、いまだにきちんとした謝罪も賠償もしていない。本当に自分たちは怒っている。」と、犠牲者遺族の賈同申氏。

「父が連行され、幼い自分たちと祖父母を養うため、母は物乞いして生き延びた。日本軍国主義に深い恨みがある。この碑は、正義の碑であり、中日友好の碑でもある。」と、当時、生後三ヶ月だった呉小国氏。

「父がむごたらしく死んでいった場所を見て、刀で切られるような辛い思い。父の血の債務は必ず取りもどすために闘い続けることで、父たちの魂を慰めたい。」喬愛民氏。

「浦上刑務支所中国人原爆犠牲者追悼碑報告集」（浦上刑務支所・中国人原爆犠牲者追悼建立委員会編集発行）参照（石川逸子）

蓮の花

原爆が投下された日の広島に
なぜ数多くの朝鮮人がいたのだろう？

人類最初の原爆被害を受けた日本民族
ほんとうは日本人ばかりではなかった
素朴な問いは力のない声のままに
忘れ去られようとしている

植民地の故国から徴用で

イ・ヨンスンさんは日本に引っぱってこられた

山口県の雀田炭鉱で働き 一日二円

一九四三年 軍用で広島に移されて

防空壕を掘り 石炭を運んだ

ある朝「ピカ」がきた

広島は復興し都市計画がはじまった

生き残ったイ・ヨンスンさんは家を失い

太田川べりのスラム基町^{もとまち}に逃げてきた

被爆者と身障者のいる家族が六割をこえる不法住宅群

ひとすじの長い路地の両側の傾斜地に

廃品回収 ホルモン屋 養豚業 貸し家業がひしめく

男は多くは土木ではたらき 女は失対に出る

イ・ヨンスンさんもひどい頭痛に耐えながらはたらいた

ノースンを一袋 二袋 一箱ぶん飲んだことも

李 美子（イ・ミジャ）

——日本人はどう変わったと思いますか？

——変わらんの

生きていれば九十歳になるだろうか

。

八月の太陽にうだる広島を歩く

上幟町小学校から原爆ドームを見上げる

平和公園のあたりから足どりは重く

原爆資料館の前で立ち止まる

そこからいつも引き返してくる

平和公園のかたすみにひっそり立つ

朝鮮人被爆者のための慰霊碑

そこにイ・ヨンスンさんはいない

祖国を追われたあげく原爆の刻印をおされた

恨^いはいまもあたりをさまよっている

。

むせ返るいのちの青

突き抜ける夏の空にむかつて

うす紅色の蓮の花が咲いている

泥の中に根茎を肥らせている

何事もなかったように

『日本の中の朝鮮』（七一年 太平出版）を参考にしました。
——『原爆詩一八一人集』（コールサック社）より転載——

例会

「ヒロシマ」で考えたこと

私が広島に行くことになったのは本当に偶然のことでした。今年になって存在を知ることになった早稲田大学ボランティアセンター主催の「日本コリア未来プロジェクト」で広島に行つて八月十五日の意味について考えないかというメールが来て、ずっと広島に行きたいと思つていた私は即座に企画委員として参加することになりました。

ただ、予想していた通り、この企画はゼロからの立ち上げだったので困難の連続でした。参加者が集まらない、日程がぎりぎりまで決まらない、通訳はどうするのか、参加費はいくらぐらいにするのかなど問題が続出しました。結局詳細が固まったのは出発直前となつてしまい、始まる前は期待もあつたのですが、不安感もいっぱいでした。

しかし、それは杞憂に終わりました。広島では本当に多くのことに会えることができたからです。まず、さまざまな人との出会いはかけがえのなかったことだと思えます。日本の学生、韓国人の学生、そして在日コリアンが一つの目的のために集まるというのはなかなかないことであり、私自身も原爆について現地の在日コリアンの意見が聞けたこと、韓国人学生から私たちとはまた違った原爆についての認識について知ることができたの

早稲田大学人間科学部3年 小出一輝

は貴重な経験となりました。

それだけではなく、原爆について新たな面も知ることができました。それは在韓被爆者の存在についてです。今まで、アメリカが広島や長崎に原爆を落として、多くの被害が出たということは学んできたのですが、その中に軍隊や徴用などで日本に連れて来られた韓国人の存在があつたというのは触れられることがありませんでした。実際に現地に行つて愕然としました。広島の前爆犠牲者二十万人のうち、およそ2万もの朝鮮半島出身者がいることを知り、衝撃を受けたのです。原爆被害者におよそ一割もの朝鮮半島出身者がいたにも関わらず、なぜ今まで知らなかったのかと心が痛みました。また、在韓被爆者の支援活動をしていらつしやる豊永恵三郎氏の講演を聞いて、いかに在外被爆者たちが苦しんできたかということも学ぶことができ、この問題について問題意識を持てるようになったのは大いなる収穫でした。

これらは実際に広島に行ったからこそできたことなのではと思つています。私にとつて広島とはこの夏に訪問するまで抽象的な存在でしかありませんでした。しかし、8月4日から8日まで、平和記念資料館を見学し、被爆者のお話を聞き、平和記念式典や灯籠流し

に参加し、討論をする過程で、そのイメージはどんどん具体的になり、心に迫ってくるように捉えられるようになりました。

これらの経験を通じて多くのことを学ぶことはできたものの、自分自身物足りなさを感じている部分もあります。今まであまりこのような問題を深く考えたことがなく、知識もなかったせいか討論についていけない時もありました。また、今回は企画委員として広島に行くことができたという喜びが先行してしまい、「ヒロシマ」という存在を客観的に見る時間がなかったように感じています。今後自分でも原爆や在韓被爆者の問題について考えていくとともに、このような問題の存在をもっと知ってもらうために、継続してこの企画を続けていければと思います。



例会で報告する学生の皆さん

早稲田大学日本コリアスタデーツアー報告を聞いて

現地での活動状況の説明後、発表者四名、それぞれツアーでの感想。

まず、企画委員の市岡裕次郎さんから企画をおもいついた動機について説明があった。

「昨年、韓国の農作業に参加するプロジェクトにくなり、八月十五日について韓国の学生たちと討論しました。そのとき、自分は前年に広島へ行っていたので原爆について語ったところ、韓国では原爆によって光復がもたらされたと考えられていることを知り、すごいショックで怒りをおぼえるほどでした。それで、日韓の学生が広島で言いたいことをぶつけあってみよう、と考え、企画したのです。」

一般参加者としてツアーに行った、白滝愛芽さんは語る。

「十歳のとき家族で韓国旅行をし、独立記念館へ行って、日本人キライの落書きがしてあるのを見て、ショックだったこと、いま八三歳の祖母が市外で被爆していたことからツアーに参加しました。」

ツアーの感想は、あせり、の一言。祖母の手記も世に出ていないし、どう風化とたたかうのか。そのあと東京大空襲記念館へ行ったけれど、若い人は自分だけでした。」

白滝さんは報告書中で、「歴史、戦争、原爆、

学ばべきことは多く、体験者は日に日に少なくなっている現在、後世に伝えるべき責任がある自分たちは、なるべく多くの戦争資料館等を見に行くべきだ」と提案している。

小出一輝さん

「高校のとき、たまたま韓国へ行ったことで、大学に入ってから韓国語を学びはじめたけれど、ツアーで不勉強を痛感。韓国学生の鋭い視点におどろき、もう少し歴史認識を身につけて留学しようとおもっています。」

企画委員の小出さんは、企画を無事やりとげたことに大きな達成感を感じていると報告書に記し、その成果は何より「かけがえのない『出会い』があったこと」と言い、参加者の一人の発言、「これが終わりでなく、始まりなのだ」に共感している。

ソク・ジュンさん

「中学生のころ、日本のドラマを観て、日本語で日本人としゃべりたい、と思い、勉強しはじめましたが、日本語は学ばどにむつかしい言葉でした。」

簡単な気持ちでツアーに参加しましたが、行って変わりました。韓国人慰霊祭のことを

全く知らなかった。もっと知りたい。

資料館を見ても、心は痛みませんでした。これで独立できた！とおもっているのに、被害と思えないのです。追悼式、討論会を経て、ようやく理解でき、灯籠流しのときに、知らなかった自分を流し、平和を考えました。」

ソクさんは、報告書中で、韓国人慰霊祭を同国人である自分が知らなかったことを「すごく恥ずかしい」と記し、本音をぶつけあう毎日の討論会によって、「被爆者の痛みを認定するようになった」、「千羽の鶴も心を込めて折っていくようになった」と。

南知言さん

「韓国人としては、原爆は光復のきっかけとは思えずにきたし、中学生から日本の歌は好きでも、竹島問題など日本人に話すのも怖い。広島のこと怖い。でも、ぶつかってみように参加し、考えたこと。」

一つは、韓国人としてどう生きるべきか。韓国人も、日本人も、それぞれ自分の文化を中心にまわっている。自分の文化を一步踏み出して、世界の流れの一つとして見るのがいいのかなも。

二つは、国家の意味。これまでコリアといえば、イコール韓国でした。でも、北朝鮮、韓国、在日、どれもコリアでした。

いま、結論を出す、視野がせまくなりそうなので、出さずに考えていきたい。」



例会で発表後の学生さんと会員の皆さん

企画委員だった南さんは、報告書の中で、多様な出身、価値観を持つていても一緒に笑い、しゃべる「友達」になれるという自分の中の新しい一面を感じたといい、これまで一人で作業し、成果をあげることに興味があつたが、「力を合わせて作り上げるものの眩しさに目覚め」、「人」と関わることをしていきたいと記している。

市岡さん

「一参加者として強く感じたことは、平和とはなんだろう、と深く研究されているのだ

ろうか？ 平和式典は、ものすごい人手で鳩がぱつと飛び立ったりして、すごく華やか。それに比べ、韓国人慰霊祭は、こじんまりして、差がありすぎる！と感じました。だからうまくいかないのでは、と疑問がふくらみます。その疑問を日常的にも持ちつづけ、友人にもぶつけていきたいです。」

市岡さんは、報告書中で、広島という『平和という強い光』の元に、確実に伸びる『影』があると感じた、世界の人から見た『平和』が違うのであれば、『誰かの平和』によつて他の誰かが苦しんではいないか、と記している。日・韓・在日というツアーであればこそ、感じ取ることができた大事な視点であろう。

南さん

「韓国人は、原爆は戦争した罰ではないかとあらかた思っています。日本人は資料館でも、被爆者の話を聞いても、涙、涙。自分が日本人であることが誇りにおもえると言った人がいて、違和感を感じました。」

参加した韓国高校生から、なぜ、天皇が謝罪に來ないのか、と質問が出、自分たちにとつての天皇は象徴で、テレビなどではやさしい人たちという印象しか持っていないので、そんな質問が出たことにおどろいた、違いを出し合えたことがツアーのよかったところではなかったか、と。

いまどきの学生は、繊細で傷つきやすく、ひととぶつかり合うことを恐れている、などと聞いているなかで、実に率直に、それぞれ異なる思い、これからの課題を語った早大生たちの発表。まぶしいほど、新鮮であり、日本コリア・スタディーツアーという企画であつたればこそその成果である、と強く感じた。アメリカによる日本への原爆投下、その惨劇が、日韓で百八十度ちがつて捉えられていたことを双方の若者たちが如実に知るなかで、たがいに相手を知ることの努力をはじめたのだ。

早大客員教授であり、市民会議運営委員の小田川興氏は、今後の期待として、

「何より平和憲法を大切にしていくことが、平和への道につながる。韓国人で始めて弁護士になり、活躍、若くして亡くなった金敬得弁護士も、在日にとつても憲法第九条がだいじと遺言されている。」

留学生から、「韓国は日本に占領されて反日になったのに、なぜ日本はアメリカに占領されて反米にならなかったのか」という鋭い質問が出た。深く探っていくべき疑問だと感じた。(石川逸子)

「三八度線―非戦への旅」を報告

―新宿ジュンク堂でトークに挑戦

小田川 興

(運営委員、元朝日新聞ソウル支局長)

平和をテーマにした図書を発行する出版社グループが〇八年、『平和の棚』の会」をつくり、その記念にジュンク堂新宿店が連続著者トークを開き、拙著『三八度線・非武装地帯をあるく』(高文研)を語ることになった。九月二十九日夕、約40人の会場は満員となった。本会からは笹本代表、山口運営委員らが駆けつけてくれた。

「朝鮮半島を語ることは日本の将来を考えることだ」との信条から、参加者が非武装地帯の存在を身近に引き寄せてほしいため、在日作家の朴慶南さんを誘って、二人の対話もまじえたトークセッションに挑戦した。

まず、筆者が「三八度線」を書いた動機を話した。八五年に初めて北朝鮮取材した時、同行したNHK記者が向けた大型テレビカメラを銃と勘違いして逃げた少年たち。その姿に、戦時中、疎開先の防空壕でB二九爆撃機の空襲に震えた体験が重なり、「非戦」絶対平和」の信念で朝鮮半島取材をしてきた――。

当時三歳ながら、「最後の防空壕記憶世代」の訴えはなんとか通じたと思う。

世界最後の「冷戦の現場」――東西二四八キロの軍事境界線、いわゆる「三八度線」の現場報告に移る。七年かけて取材したのは、苛酷な歴史と強大国に囲まれた地政学がもたらす「矛盾」が凝縮し、いまま熱いマグマを噴き上げる地点だ。

しかし一方で、朝鮮半島ウォッチャーの定点観測地・板門店は冷戦後の「雪どけ」で観光地化が進む。軍監視所が展望台に変わる。北朝鮮が掘削した侵攻用トンネルはモノレールで見学。二〇〇〇年の南北首脳会談の成果で、朝鮮戦争で断ち切られた京義線鉄道がつながり、北へ輸送列車が走り始めた。

離散家族の望郷の地・臨津江。民族和解の聖地・金剛山。ツルなど渡り鳥の中継地で野生の楽園になった激戦地・鉄原。冷戦時代に金日成暗殺部隊の訓練地で、映画にもなったシルミド(実尾島)。北の地が目前に見える最前線・白翎島。

韓国企業の工業団地ができた高麗の古都・開城。

ハケ所のポイントのうち、周辺強大国の常襲地だった江華島には、「隠れた被爆者がいる」という郭貴勲・元原爆被害者協会会長に同行していただき、日本の軍艦が侵攻した草芝鎮(一八七五年、江華島事件)など戦跡を巡った。被爆者の消息はわからなかったが、日本の核武装論者に怒りをぶつけた郭さんの言葉が重く心に響いた。

北朝鮮の核問題では、「北朝鮮は核放棄すべし。ただし、同時にすべての核保有国も核廃絶をめざすべし。そのために六カ国協議の首脳は広島の原爆ドームで会議を開くべきだ」と主張した。「三八度線と日本人の暮らしは大きな関係がある。南北の緊張緩和が進めば、日本の軍事予算を減らして福祉など生活サポートに回せるから」との見方にはうなずく方も多かった。「非戦の願い」は通じたように思う。(了)

